

議第206号 呉市森林環境譲与税基金条例の制定について

1 基金設置の趣旨

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」といいます。）が平成31年3月29日に公布され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました（同年4月1日施行。ただし、森林環境税に係る部分については令和6年1月1日施行）。

森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に要する経費に充てるよう定められておりますが、各年度の事業の進捗状況により、譲与額の全額を執行できなかった場合、その未執行額を翌年度以降の事業費に充てることとするため、基金を設置するものです。

2 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

- (1) 森林環境税（税率：1,000円（年額））は、国内に住所を有する個人に課される国税で、令和6年度から個人住民税と併せて市町村が賦課徴収
- (2) 森林環境譲与税は、令和元年度から市町村及び都道府県に対して譲与開始
- (3) 令和5年度までの間における譲与財源は、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応。後年度の森林環境税の税収の一部をもって償還

3 市町村における森林環境譲与税の用途（法第34条第1項）

- (1) 森林の整備（間伐、境界画定、路網の整備等）
- (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保
- (3) 森林の有する公益的機能に関する普及啓発
- (4) 木材の利用促進 等

4 今年度の森林環境譲与税当初予算額

10,457千円

5 今年度の取組状況

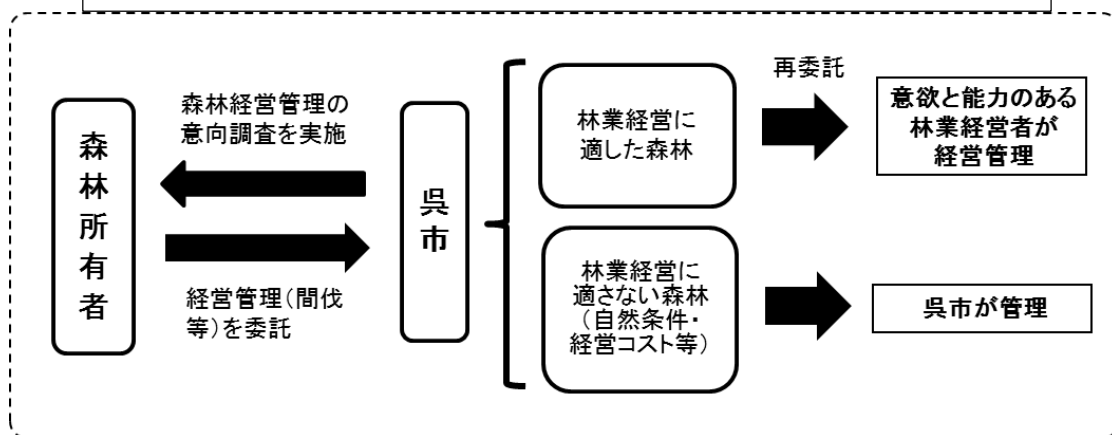
安浦町の中畑地区及び女子畑地区の人工林所有者等に対し、森林経営管理制度による意向調査及び現地調査を行っており、呉市が所有者から経営管理の委託を受け、対象森林を取りまとめる予定です。（※広島県と設置した地域調整会議において施業箇所や施業方法に係る調査・研究を実施中）

※令和元年10月1日現在

調査対象	人数等	合計面積
団体所有者	2団体	約53ha
個人所有者	31人	約16ha

【参考】森林経営管理法（平成30年法律第35号。平成31年4月1日施行）
に基づく新たな森林管理の全体図

経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり、
森林所有者と林業経営者をつなぐもの



6 施行期日
公布の日